



## 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、租税特別措置法第9条の7の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第3項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。

### I 譲渡人用の記載要領

- 1 譲渡人の「住所又は居所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の住所又は居所、氏名及び個人番号を記載してください。
- 2 被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時における住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。
- 3 「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第9条の7第1項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。  
(注) 納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありません。  
この場合、届出書の提出も不要です。
- 4 「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第2項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。

### II 発行会社用の記載要領

- 1 発行会社の「所在地」、「名称」及び「法人番号」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により書面の提出を受けた非上場会社の所在地、名称及び法人番号を記載してください。
- 2 「譲り受けた株式数」、「1株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び1株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。  
(注) 譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うこととなります。  
また、譲渡人に納付すべき相続税額が「0円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うこととなります。

「※」欄は、記載しないでください。